

中島端『支那分割の運命』とその周辺（一）

——「アジア主義者の選択」——

後藤延子

一 はじめに

北洋法政専門学堂の第一期生（一九〇七年創立、預科三年、正科三年。一九一三年六月卒業）を中心に、北洋法政学会が結成されたのは、一九一二年とのことである。この学会は成立以来、「已に書籍多種を刊」し（「言治」月刊第一期「本会特別啓事」）、その後、一九一三年四月から「言治」月刊（英文名 Statesmanship）を発行することになった。この学会に一年目より入会し、編輯部の部長を担当したのが、郁癡と李大釗の二人であった（「言治」月刊第一期「北洋法政学会第二期職員名冊」）。

そもそも北洋法政専門学堂は、直隸総督兼北洋大臣袁世凱（任期一九〇一〜一九〇七）の新政推進事業の一環として創設された、「完全なる政治通材の造就を主旨となす」新式教育機関であった。預科三年間のカリキュラムに占める外国語（日・英・独・仏語）の比重は高く、とりわけ日本語は必修科目であった。たとえば預科一年の毎週三十六コマの授業時間中、日本語は十二コマを占めていた。この外国語の重視は、預科・正科を問わず、外国人教員の講義には「一概に通訳を用いず」、時間を節約し、実際の効果を挙げる狙いがあった。そして「日本語は将来、聴講の必需する所」と位置づけられていた。ということは、他の外国人教員にもまして、日本人教員が講義の主力を担うことが予定されていたことを示す。吉野作造、今井嘉幸、大石定吉などの教員の名が知られているが、彼らの専門

用語を含む高い水準の講義を理解するには、並大抵の日本語能力では不可能な筈である⁽³⁾。よって北洋法政専門学堂の学生達の日本語は、いきおい相当程度のレベルに達していたと見られよう。

さて本科定員二百名の学生は、入学後、政治・法律の二門のいずれか一方を自由に選択する。政治門を選んだ学生は、正科二年次より政治専攻と経済専攻に分かれ、履修のカリキュラムが若干枝分れる。法律門は正科三年次に国法専攻・国際法専攻に分かれ、一部異った指定科目の履修が求められる。

そして本科生のカリキュラムの最大の特徴は、正科三年生の卒業試験のほかに、論文が課せられていることである。これは奏定分科大学章程の「卒業課芸及び自著の論説」の提出に依拠したものと見られる。この卒業論文は、正科三年間の学習の中で、自らが会得し（「心得」）したものについて、「自由に設題」して、少なくとも一万字以上で作成しなければならない。これを期限まで提出しなければ、卒業はできない。

さてこうした預科・正科六年間にわたる、自由で充実した教育と、卒業論文による自己のテーマ設定による論の展開能力とを身につけて、政治・法律を学んだ専門エリートが巣立つ運びになる。入学時の年齢が、十六歳以上二十五歳以下に制限されていたため、六年後の卒業時には、二十二歳から三十一歳の新進気鋭の青年たちである。

しかし第一期生が天津で在学した一九〇七年から一九一三年は、

まさしく中国の一大転換期の激動の最中であつた。一九〇八年以来四次に及ぶ国会速開請願運動、安奉鉄道改築をめぐる日本の侵略に反対する運動の昂揚の中、法政を学ぶ若きエリート達がそれに無関心ではいられないのは当然のことであつた。⁽⁵⁾ また辛亥革命には、教員・学生から積極的に参加する者もあり、地理の教員白雅雨は灤州起義の中で犠牲になつてゐる。そして辛亥革命で政界にカムバックして、民国の臨時大總統に就任した袁世凱の放つた刺客が、国民党の指導者宋教仁を上海駅頭で狙撃したのは、卒業を間近かにひかえ慌しい日々を過ごしてゐた、一九一三年三月二〇日のことであつた。

袁世凱に対する疑惑と非難の渦の高まり、善後大借款の国会を無視しての強行調印、第二革命の勃発といつた、民国の前途の多難さを思わせる時期に、彼らは卒業を迎えたのである。六年間の清末・民国初めの激動期を共にしたことに由来する仲間意識は、北洋法政学会に殆ど全員を集集させることになつた。

しかし他方、学術水準の高い本格的な政治・法律の学徒として、自らの新知識を現実の政治に試みたいとの逸やる心も強く、折角発刊した「言治」月刊も次第に期日がずれることが多くなり、第六期で休刊となつた。そして各々離ればなれになると同時に、政治的見解・立場も分化を遂げて行つた。

ところで本稿で取り上げたいのは、「言治」月刊創刊以前に、北洋法政学会が刊行した書籍のことである。先述のように「多種」刊行したというが、その詳細はわからない。唯一判明しているのは、中島端『支那分割の運命』に対する、『支那分割之運命駁議』（洋装金字の一冊本）のみである。「言治」月刊第一期所載の広告によれば、一九一二年十二月出版とのことである。そこには、『蒙古叢書 第一種 蒙古及蒙古人』の「近日発行」の広告も載せられている。⁽⁶⁾

また李大釗が共に手を携えて来日留学した同窓の張潤之と共に訳出した『中華國際法論』⁽⁷⁾の中に、三種の書籍の広告が載せられている。それは、『支那分割之運命駁議』の再版の広告と、『蒙古叢書 第一種 蒙古及蒙古人』の広告と、『世界風雲与中国』の近刊預告である。これら三冊の広告文は、「李大釗謹啓」とある。⁽⁸⁾

更に「言治」季刊第三期（一九一八年七月）の「本会出版新書」の中に、『再版支那分割之運命駁議』、『蒙古及蒙古人』、『中国國際法論』とともに、夏勤『指紋法』があげられている。⁽⁹⁾ どうやら『世界風雲与中国』は、出版されずに終つたものと見られる。

さて以上より、「言治」月刊創刊に先立つて北洋法政学会が刊行したことが判明している『支那分割之運命駁議』が、初版が売り切れて再版が出たことがわかる。と同時に、北洋法政学会は、「言治」を季刊として復刊するとともに、書籍の出版にも引続き努力していることがわかる。⁽¹⁰⁾

ところで以上の北洋法政学会の刊行書籍は、夏勤の著書『指紋法』を除いて、みな日本語の書をもとにしてゐる。しかもいずれも、表現、内容ともに容易いものではない。このことは、預科での日本語教育がいかに要求水準が厳しかったかを、裏から物語るものである。従つて在学中から、日本の新聞・雑誌・書籍を通じて日本の情報を蒐集し、日本人の動向を知悉する有利な条件を手に入れていた。と同時に卒業後の留学先として、日本を選ぶ者を多くさせることにもなつた。だが反面、夏勤のように英語も得意な人は別として、全般的に日本語以外の外国語能力はあまり高くなく、⁽¹¹⁾それが日本と日本以外の国との、情報量の差につながつた面もあるのは否めない。

さて本稿では、北洋法政学会の同人達がまだ在学中に刊行した『支那分割之運命駁議』について検討を加えることにしたい。なぜ

これを特に取り上げるのか、その理由は、大きく三つある。一つは、日本書について翻訳並びに駁議をつけ加えた本が出されるのは稀であり、貴重な資料であると同時に、その入手が極めて困難だということにある。¹⁰⁾二つめは、この執筆に大きく関与した人物が、後に中国共産党の創立者、並びに北方地区の初期指導者として活躍した李大釗であることによる。よって筆者多年來の李大釗思想研究に、また新たな研究の視野を切り拓くことを目指すためである。三つめは、中島端が中島敦の伯父で、その最も初期の作品「斗南先生」のモデルであることによる。それは、昭和八年九月作の草稿に手を入れて、単行本『光と風と夢』（筑摩書房 昭和十七年）で初めて発表されたものである。従って中島敦の文学に接近する一つの手がかりの提供になるだろうと考えたためである。

以上三つの理由を踏まえて、本稿はまず中島『支那分割の運命』の論点と、『支那分割之運命駁議』の論点とをつき合わせ検討することから始めたい。そして双方の論点のすれ違い、ズレはどこにあるかを明らかにし、双方の間にある大きな溝を形成したのは何によるか、またその責任は誰にあるのか、を見極めることにしたい。

中島端については、「日本の狂熱的侵略主義者」というのが、解放後の中国での一般的な評価である。そしてこの評価は、北洋法政学会の同人達の下した評価と、基本的には大きな径庭はない。李大釗のその後の大アジア主義批判のいくつかの文章は、北洋法政専門学堂在学中の中島端の著書との出会いが、酵母として作用したものと見ることが出来る。さて、中島端をアジア主義思想家と規定するのはよ¹¹⁾い。だがそこから、侵略主義者、大アジア主義者に直結させるのは、その論の内容から見て、果して妥当か。

アジア主義とは、一括りにできない恰もミラー・ボールのように

乱反射する、多面体である。中島端を一つの例としてケース・スタディを試みつつ、東アジアの連帯、友好、共生のための条件は何かを探ることができたらとも考えている。

二 『支那分割の運命』とその駁論

1. 『支那分割の運命』の反響

中島端（原著の背表紙には中嶋端とある）の『支那分割の運命』は、一九二二年十月十五日、政教社から出版された。北洋法政学会発行の『支那分割之運命駁議』（以下『駁議』と略称する）は、同年十二月十五日発行であり、この間わずか二か月しかない。著者自身による漢訳本は、一九一三年一月二日、発行者小谷保太郎の名で出版されていた（自序一頁、後叙二頁、目次二頁、本文二六九頁）。また中国人による訳出書の豫約者募集も行われていた。北洋法政学会は、原著が日本円で一元二十銭、著者の漢訳本が一元（実は一元二十銭）、豫約出版の訳本が一元五角なのに対し、『駁議』は翻訳とともに反駁を附して、「大洋五角」^{銀貨一元}だとして、その営利目的でない廉価さを強調する。¹²⁾更に『駁議』は、『蒙古叢書 蒙古及蒙古人』と同じく、軍人には七掛けにするなどの優待措置を講じている。

この『駁議』の逸早い出版と、普及のための手立てから見ても、北洋法政学会の同人達が、いかに分割の運命に脅え、危機感を募らせていたかがわかる。またそれが、同人達の手分けしての集団作業を急がせた理由であることもわかる。

ところで中国の分割の動きが加速するのは、一八九五年の日清戦争後からである。それまでイギリスの独擅場であった中国に、ロシア、ドイツ、フランスが日本とともに、中国領土の租借、勢力範囲

画定に続々と参加した。一九〇〇年の義和団事件以後、諸列強のフランス・オブ・パワーの下、領土保全がほぼ合意が得られたとはいえ、ロシアは満州から撤兵せず、更にアメリカまでもが加わり、事実上の分捕り合戦は深く静かに進行していた。

そして諸列強の意を迎え自己の保身を図る清朝政府は「洋人の朝廷」(陳天華「猛回頭」)と称され、改革・革命の対象と化して行った。よって辛亥革命による民国の誕生は、独立・富強の達成の期待を集め、歡呼して迎えられた。しかし光明に充ちた筈の民国の前途は平坦なものではなく、辛亥革命直前の、ロシアの外モンゴルの独立の策動、イギリスのチベット占領、フランスの雲南進駐などの動きは、革命後もやむことはなかった。財政難につけこみ、また民国承認を餌に、借款供与の見返りに、鉱山の利権獲得、勢力範囲拡張などが、次々に進行し、その露骨さを増していた。

中島端の『支那分割の運命』は、中国人の危惧と焦燥感の最中に、世に送り出されたのである。しかも『駁議』の広告文が引用しているように、東京朝日新聞一九一二年十月十八日付の新聞広告は、「苟も大陸雄飛の志あらば、何ぞ一日早く此鍵を手にしざる」と、センセーショナルな文面であった。勿論これは、売らんかなの、出版社の宣伝文句に他ならなかった。人目を引き購買欲をそそりさえすれば、内容とは必ずしも合致する必要がないのは、今も昔も変りはない。

だがこの書が日本の朝野の人々に、大陸侵略の野心を煽り立てるものとして、中国の人人の中に大きな反響を巻き起こしたのも事実であった。

孫逸仙の来朝中止は支那分割の運命てふ書籍の発行に原因せり。本書は久喜町中島端(復堂と称す)の著述、神田の政教社の発

行にかゝる。本書の一と度び発行さるゝや在留支那人は烈火の如くに憤怒激昂し、直ちに其数十部を買入れ之を孫文、袁世凱以下知名の人物及び各官衙、団体に送付し、又在留支那人等は各所に集会を開き一々其決議を本国に電報したり。

是等諸報を手にする国民会は北京に大会を開き直ちに孫に電報して日本行の中止を迫り各地に演舌会を開て一般国民に警告し、新聞紙は盛んに翻訳して連載せり。又ボイコットを鼓吹する傾向あり。

宋教仁の渡来も之が為め破壊せらる。孫文渡来の準備として先着したる夏重民は孫文中止の結果唯国民会支部の設置のみに力め居れり。

これは、宇都宮太郎参謀本部第二部長の上原勇作陸軍大臣宛の報告書(大正元年。日付は不明)である。中島端の著書に在日留學生が憤慨し、中国の主要なリーダーたちに警鐘を乱打しているさまが、よくうかがえる。国民会とは、一九一一年初めのロシア、イギリス、フランスの中国瓜分の動きの緊急事態に対して、在日留學生が発起した、民族主義的決起を促す団体である。

国民会に結集した日留學生の大多数は、手分けして中国各地にその組織化を呼びかけて、六月には上海で中国国民会総会が旗揚げした。そして義勇隊の編成が進んで、対外抵抗とともに、清朝打倒の革命行動への機運を醸成して行くことになった。

孫文の来日の意向は、一九一二年十一月初めに民立報などに報じられている。だが何回か引き延ばされて、実現したのは、結局、一九一三年二月のことであった。また宋教仁の来日予定は、一九一二年三月に清朝の駐日公使汪大燮との交代とされている。だがこれは永久に実現することはなかった。孫文と宋教仁との来日中止に、中

島端の著書出版が影響したか否かは、断定するに足る材料がない。

だが、侵略のつけ入る隙を封じ、南北議和交渉を急がせる方向には、中島端の著書が一つの力として作用したことは事実かもしれない。そしてこの時期、中島端の著書だけでなく、中国の分割の必然性を予告する文章は、全世界中に溢れていたものであり、それらの絡み合いが、革命派を妥協させ、袁世凱を守り立てて中国の統一を促進させる方向に動かしたと見るのが、最も真実に近いだろう。

それを物語る例として、焦明「対於支那分崩論之感言」（『独立週報』九期 一九一二年十一月十七日）をあげておこう。そこには、日本人中島端の近著『支那分割の運命』が、「頗るその朝野の視聽を聳動している」と聞き、早速、手紙を出して申し込んだが、遅々として届かない。そうこうする内に、ロンドン⁽²⁾の雑誌に、ロシア滞在の長い「季龍」（エミール・ジョゼフ・ディロン）氏の「支那分崩論」が突如として現われ、一九一二年八月一日に袁世凱大總統の顧問に就任したモリソンの見解を斥けていた。モリソンは、袁世凱の才幹を讃え、民国の前途に対する樂觀を、ロンドン・タイムズに披瀝していたのである。作者焦明は、「季龍」氏の主張の当否を吟味し、その主張の成立には大きな蓋然性があることを認めざるを得ないとしている。

そしてこの「独立週報」は、李大釗が天津での売り捌きの責任者を引き受けており、北洋法政学会の同人達に愛読されたジャーナルであった。李大釗の親しい同窓白堅武は、その第五期に投稿までもしている。従ってこの焦明の文章も、北洋法政学会の同人達の危機感を増幅させ、中島端の著述の翻訳と反駁との必要をますます痛感させることになったと見てよい。

さて中国で大きな反響の渦を巻き起こした中島端の著書は、当の

日本ではどのように受け留められたか。この書が政教社から刊行され、またこの書の刊行と同時に、中島端の文章が雑誌「日本及日本人」五九二号（一九一二年一〇月一五日）に初登場したのから見ても、一定の読者層から支持されたことがわかる。また初版が出て一年も経たない翌一三年には、再版もされている。

だが、一部の読者から名著の誉れの高い評価を与えられたとはいえず、この書に続いた、酒巻貞一郎『支那分割論』（一九一三年七月啓成社）や、内藤湖南『支那論』（一九一四年三月 文会堂書店）が、今なお人々の口の端に上るのに比べて、この書は殆ど忘れ去られている。ただ今井嘉幸『支那に於ける列強の競争』（富山房『時事叢書』一九一四年）が、「支那分割論」の第三番目として、「最新に其勢を得て来た議論」として挙げるのが、中島端の著書を指している⁽³⁾と見てよい。しかし北洋法政専門学堂教授であった今井がこの書を知っているのは当然のことであり、これを除いて目下のところ、それが当時多くの日本人の心を揺さぶり、争って読まれたという証言は、探し出せていない。

その理由はいくつか挙げられるだろう。中島端の場合、本人が「田舎漢」、「草莽の一書生」、「村学究」などと繰返し自称する⁽⁴⁾ように、華々しい経歴のジャーナリストや有名な学者ではなかったことも、まず一つの理由として考えられる。また「皇漢学」の家系のゆえに、流麗な漢文訓読体の名文も、もはや当時の日本人の嗜好に合わず、相当に難解であったことも想像がつく。更に一拍一拍の間隔が短かく、畳み掛ける切迫したリズムの文体は、ぐいぐい引き摺り込む力強さはあるものの、じっくり論旨を辿るいとまを与えず、読者を疲れさせたのではないかと思われる。

中島端はこの書をほぼ一か月半で仕上げた⁽⁵⁾と言う。徹夜してでも

一気呵成に書くというせわしない習癖は、時に筆が奔りすぎ、論理の整理が不十分で、論の真意が掴みにくく、読後の収穫が確かめられなかったことが考えられる。当人によると、その文章は、「思うて得ず、疑うて決せざれば、則案に倚り紙を伸べ、静に我が筆の之く所を視る。蓋余の心意の何物かの指示を得るに当りて、我が筆先づ動いて之を余に伝ふるなり。されば余の文字は、大抵思ひて得ず、疑ひて決せざるの餘に迸出するもの、初より之を公衆に示さんとしてにはあらざるなり、沉んや人を動かし人を導かんと欲するをや」との、自己の想念の赴くままの、極めて独り善がりのものであった。

そして何よりも最大の理由は、東京朝日新聞の新刊広告文に釣られて手にした人々を、戸惑い失望させたことであろう。そこには、「七十方里の土地、五億万人の民族、乱国か、亡国か、統一か、分割か、混々沌々、安危禍福の中間に沈浮しつゝあるは、支那の現状に非ずや。蓋支那は廿世紀の謎なり。……来れ朝野の経世家!! 政治家!! 軍人!! 青年!! 苟も大陸雄飛の志あらば、何ぞ一日早く此鍵を手にせざる」との、勇ましい文章が躍っていた。単純明快な断案を期待し、行動の指針について説得されたがっていた人々にとり、結論は曖昧模糊として、何をなすべきかが掴みきれず、宙ぶらりんの状態に放り出されることとなったにちがいない。

当時の日本の朝野における大勢は、中国の領土保全を標榜しつつも、それは勢力均衡の状況に対応するマヌーバーに過ぎず、本音は満蒙の確保と、日本帝国の中国における優越的地位を列強に認めさせ、日本の勢力の扶植を図るものであった。一九一二年の川島浪速の『対支管見』（会田勉『川島浪速翁』文粹閣一九三六年出版所収。一九一二年八月に時の当路者に呈したもの）や、一九一三年の内田良平の『対支策断案』、『支那観』などは、その本音を更に露骨に勇

み足に述べるものであった。

だが中島端の書は、分割を鼓舞するどころか、それに水を差し、中国人への罵倒とともに、日本の朝野全体を厳しく糾弾して悪罵の限りをつくすものであった。従って中島端の書が、前評判ほどには朝野を聳動させたとの記録が見当たらないのは、日本全体の方向性からおりていて、人々を拍子抜けさせたところにあると推測するのである。要するに時流から外れていたので、宣伝倒れに終わったのだと思われる。

2. 『支那分割の運命』と『駁議』の構成

さて先ず、『支那分割の運命』の構成から見ておこう。この書は、『復堂学人』の明治四十五年（一九一二年）四月の自序二頁と、目次六頁（章毎の標題とともに、内容の概要を簡潔な言葉で列挙し、またこれは本文の該当箇処に頭注として置かれる）、すべて三百二十二頁である。この書は上篇百六十頁と下篇百五十四頁に分かれ、上篇では、中島端の中国の現状認識、即ち、分割の運命が必至であることが述べられている。下篇は、中国分割の悲劇的結末は、東アジアの隣邦日本の将来に深く関わることであり、中国の衰運挽回に期待できない現在、日本の採るべき選択肢についての周到な吟味を重ねた末に、彼の日本国民への提言を述べるに至っている。

従って上・下二篇の構成をとるこの書が対象として想定した読者は、あくまで日本人であった。だが彼が副次的対象と見ていた中国での意想外の反響に驚き、自己の真意を告げるため、彼自ら漢訳に従事したと見てよからう。

次に北洋法政学会の『駁議』を見ておこう。これは、訳文と駁論とから成り、上篇九十九頁、下篇九十二頁、訳序二頁、訳例一頁、

原序一頁、目次二頁（原著にあった内容の概要は省略されている）の全て百九十七頁の本である。前述のように、これで「大洋五角」とは、印刷の実費のみにとどめたのであろう。

「訳序」の作者は誰かはわからないが、『駁議』刊行の経緯、目的が記されている。それによると、中島端の書は、中国の「朝野上下の、政務の鉅から里巷の瑣にいたるまで、歴詆すること遺すなし」であり、これが実際に根柢のあるところとして放置すれば、でたらめが永遠に通用して、それに惑わされる者も目覚める時がない。従ってきちんと反駁して「吾が真を存す」ことで衆議が一決したという。他国を狙う人間が、罵詈雑言を尽すのは常套手段である以上、国を愛する者が自国の「尊厳・神聖」の擁護の責任を尽くすのは、これまた「人の情」である。

ただここに二通りの考え方があつた。一つは、中国の現状は中島端の指摘の通りで、これは実に「吾が国の傷痛なる借影」に他ならない。強がりを書いて「大人先生」に依頼しようとするのは、自己欺瞞にすぎない、との説である。もう一つは、革命後の混乱はこの国でも避けられないが、中国がわずか半年余りで秩序を回復したことに自信をもち、二十年後を期すべきである、との説である。

いずれの説も成立はする。しかし、自国を狙っている者が亡国の運命にあると騒ぎ立てたところで、それが決定しているわけではない。「亡・不亡は以て致くあり」で、言葉による愛国以外のものが、即ち国民の対応が国の存亡の運命に関わってこそ、亡国を免れることができるのである。従って国民に対処のしかたを慎重に考慮して選び取らせるためにも、彼等の狡猾をきわめた発言を紹介して反駁しておく必要がある。以上の「訳序」の周到な論理の展開には、民国の前途に危惧を懐きつつも、なお気を執り直して、国民に責任の

自覚を促し、存国のための方途を考え選ばせたいとの、切なる願いがうかがえる。

確かに中島端の著書には、恐ろしいまでの真実性がある。だがそれを黙殺することは、黙認して屈服し、亡国の運命を甘受することになる。亡国の運命が必定というわけではない、亡ぶか亡ばないかは、国民が決めることだ、との主体的に事態を切り拓き、その挽回を呼びかける語調は、筆者には、李大釗の後の『厭世心与自覚心』を想起させる。そして、言葉だけで愛国ができるわけではなく、国の存亡の運命には言葉以外のものが、必ず関わらねばならないとの発言にも、その実践重視の考え方を想い起させる。『駁議』が軍人に割引き価格で売るとの広告もまた、国民の実際行動の重視の一端を示すものと見ることが出来る。

さて「訳例」に移る。反論は「訳者曰く」として、各章の末尾、または訳文の途中につけられ、「文意が複雑な時」には、もう一つ「訳者曰く」がつけ加えられる。また適宜眉批を付し、「訳者曰く」では言い尽くせなかった意見を補充する。従って原著に付いていた頭注はすべてカットされることになっている。また著者が二十一省としたのを二十二省に改める。だが著者が清朝の滅亡を「亡国」としているのは、故意にそのまま訳出し、「易姓」と「亡国」の区別を理解できない著者の根性の醜さを明確にする。以上の如くである。ところで訳文は、全般的に非常に忠実であると言える。中島端の原文が元来漢文訓読体であるからして、訳出にさほど労苦が要らなかつたと思われる。まして北洋法政専門学堂の受験資格に、「曾って経史を讀」んだことが要求されており、中国古典の素養は備えていたからである。更には高度な日本語能力も身につけていたことは、既に述べた通りである。また中島端のお得意のフランス革命史の知

識も、一通りは常識として知っていた筈である。

北洋法政学会の同人達の住む天津は、華北の水陸交通の要衝であり、一八六〇年に開港されて、八か国の租界が置かれ、さまざまなチャンネルを通しての情報量は多く、中島端の述べる十九世紀末以来の中国をめぐる事件についても、情報を共有できたと見てよい。

「独立週報」とともに「民立報」も愛読し、二百名の若き法政学徒は手分けして諸外国のニュースを渉猟していたようである。そして以上が、日本で十月十五日に出版された本を、十一月の序文を付して、十二月十五日に『駁議』として刊行するという早業を可能にさせた理由だと思われる。

3. 『駁議』の基本的立場

さて『支那分割の運命』と『駁議』とをつき合わせて検討を進める前に、先ず『駁議』全編を貫く基調とも言うべき見解を三つあげておこう。まずその第一は、中島端個人に対する評価、人身攻撃とも言うべき見解である。上篇第一章「緒論」の「訳者曰く」は、その総論とも言うべき概括である。それによると中島端の執筆の動機は、まず「功名心」であり、「志士の名」を借りて国家から褒められることを目指している。二つめは「野心」であり、日本国民を中国分割競争に駆り立てる意図である。三つめは「鬱憤」であり、小才があっても用いられぬために、八つ当りして不平の気を洩らしたものである。中島端は、「涇涇たる小人」であり、時としては「喪心病狂」の徒と評される。

確かに中島端は、「二介の老措大、不学無識の田舎漢のみ」と名告り、自己が無名の人だと謙遜する。と同時に「然れども野人の叫声も亦時に天啓あり」と自己の炯眼を誇り、「所謂る支那通、外交

通、経世家、政論家」から陸海軍中の人などに至るまでの、全ての中国に関わる人々を総なめに批判する。この中島端の一方での自己卑下と、他方での自信の強さとの、矛盾し屈折したパーソナリティは非常にユニークで、中国人、特に当時の国家の運命を双肩に担おうと意気込んでいた若いエリート達には、まず理解し難いものであったろう。

そして中島端の著書の意図を、彼の性格・心理によって解釈し、イデオロギー暴露の道徳主義的裁断で一件落着とする手法は、一見納得しやすいように見える。だが彼の性格・心理に問題があるからその主張も間違っているとして、全否定したところで何も片付くわけではあるまい。とはいえ、このやり方は一つの有効な常套手段として通用したことも事実である。ともあれ彼の人格には、決定的な欠陥があるとのレッテルが貼られたのである。売り言葉に買い言葉のヒステリックな反応と言うほかはない。

さて『駁議』全編を貫く基調の第二は、中島端が日本人であり、日本人の国民性に染め上げられていると見ることである。日本は小さな島国である。よって中島端は、その「島民」の国民性の持主で、「天性褊嗇、眼光絶めて短、好みて口舌を騰らせ、模稜推移して、適中するところ鮮し」と評されて、「浮薄」と貶められる。更に島国の日本は、天皇制の君主立憲国であり、二十世紀の自由・平等の恩恵から取り残された国である。明治天皇を尊崇してやまない中島端は、「帝王君主の魔物」に執着する時代錯誤の人物であり、奴隷根性の持主である。ゆえに共和の民国を建設した中国人をあげつらう資格は毛頭ない。彼は「天保時代の頭脳」をもった旧弊な人物に他ならない。

日本が総面積で小さい島国であること、中島端が日本に出生した

こと、これを理由としてその議論に欠陥ありとするのは、これまた常套手段とはいえ、単なる難癖であり、何ら説得力はない。感情的な反撥であり、広い大陸の人であるとの誇りにならない誇りに凭れかかっているにすぎないだろう。だが、天皇への忠誠心、家族主義的国家観への信頼に凝り固まった中島端が、中国人に共和国民の資格なしと決めつける、その矛盾の指摘は、痛いところをよく衝いている。そこには共和の民国を実現した自信と、その民国の前途への期待とが、北洋法政学会の若きエリートの胸を満たしている姿が示されている。

さて『駁議』全編を貫く第三番目の基調とは、日本のこれまでの中国に対する外交政策への反撥と不信感である。同じくアジアの同人種であり、地理的に近く、歴史的に関係の深い国でありながら、列強に伍して中国分割に手を染めているばかりか、その最も露骨なやり方を憚らない、その日本の背信行為への強い憤りである。従って中島端が、いかにモンゴルやチベットの分離の危険性を言い立てても、額面通りには受取られない。その裏に潜む下心への警戒心がいや増すばかりである。

「同文同種」、「唇齒輔車」の邦などのいかなる甘言を弄しようとも、「実は則ち我が神州を裂く者は、英に非ず、美に非ず、徳に非ず、法に非ず、惟だ暴俄と爾の島国のみ」の、呪咀に似た憎悪が向けられる。勿論これは、日本への期待感の強さに対する裏返しのご感情であり、いわば一種の近親憎悪に他ならないだろう。

さて以上の『駁議』全編に流れる色調から見ても、中島端の言論はそれ自体として分析の対象となることは少なく、常に胡散臭い、親切ごかしの議論として、警戒の眼で見られている。このことを確認した上で、次には『支那分割の運命』と『駁議』との双方の主張を

対照させて、双方の論点の衝突するところ、一致するところについて分析を加えることにしたい。

4. 『支那分割の運命』上篇と『駁議』

まず上篇から見て行こう。第一章「緒論」で中島端は、日本の中国事情に関心をもつ人やタイムズ記者のモリソンなども、誰一人として辛亥革命の勃発を予見できなかったことをあげ、自己の洞察力の鋭さを確認する。それに対する『駁議』の論点が、日本人の国民性による近視眼的見方と、中島端個人のパーソナリティへの攻撃とであることは既に述べた。

第二章は「袁世凱の人物月旦」である。中島端は、袁世凱の朝鮮公使時代から、民国の臨時大統領に就任した二十数年来の行動の軌跡を辿り、彼が策略を弄して自己一身の利達を図る、羞恥を知らぬ小人だと結論する。ナポレオンの「雄才大略」も、クロムウェルの「熱心気魄」も、ワシントンの「徳量信念」もない、「翻覆詐欺の小人」にすぎないと言う。中島端の挙証する事実は詳細を極め、彼がいかに中国の政情に通じているかをよく物語っている。要するに、袁世凱は実物以上に買い被られていると言うのである。

これに対し『駁議』は、袁世凱の弁護に躍起となる。袁世凱は「民国開幕の英雄」であり、孫文から十年間總統の任にあるよう委託された人物であることを力説する。

次に第三章「孫逸仙の月旦」を見よう。中島端の最も不満とするところは、孫文が二十年来主張し奔走してきた共和革命が実現するや、袁世凱と妥協したことである。革命という天下最大の手術を徹底的にやり遂げず、旧い専制主義者に委ねてしまったことである。その歯痒さが、孫文を事の軽重本末を弁別できぬ愚か者か、または

権宜の計に出て主義を貫徹できぬ薄志弱行の徒かと、口を極めての罵倒を吐き出させている。果ては孫文が広東人気質の長所とともに短所を併せもっているまで、あまり本質的でないところにまで筆が走ってもいる。日本人が孫文を主義の人、人格の人と評価するのは、これまた買ひ被りだと結論する。

『駁議』はここに至って中島端の真意の把握に苦しみ、著者はただ破壊が目的の気狂いであり、悪態をつけて楽しんでいただけだと得心がいったと述べている。その上で、孫文が自由・平等実現に果たした功績を讃え、民国完成の大業を成就できる人物として、大政治家・大経世家の袁世凱を国民に推薦したのだと言う。ただ孫文の国民の中に残した、「浩然の氣・真摯の誠・高潔の懐い・纏綿悱惻の心」の気高い精神は、今なお輝やきを留めていると言う。『駁議』の立場は、どちらかと言うと孫文の光によって袁世凱を照し出し、両者の協力、役割分担という形で、臨時大總統の交代を位置づけようとする。

次に第四章「共和政体の将来」に移ろう。中島端は、袁世凱と孫文を買ひ被っていただけでなく、日本人は中国人全体を買ひ被っていたのではないかと言う。革命とは社会の一切の古きものの一掃である。だが中国は、政治も法制も道徳も学術も宗教・風俗・習慣も、その全てが腐敗しきっている。これらの一新こそ革命の名に値するのに、果してそれを自覚する者がいるのか、一新の「大勇猛心」をもつ者がいるのかと、舌鋒鋭く問い詰める。

特に中島端は、極度の潔癖症の人であり、中国の風俗習慣の前近代性の例として、纏足とともに、その不潔の習慣の实地見聞の例を辟易するほど並べ立てる。『駁議』はこれら腐敗の指摘に対し、眉批で「国人聴者」と反省を促すとともに、それが事実であること

を認めている。ただ物には順序があり、政治革命よりも、社会の全ての腐敗の除去を先行させたり、あるいは全局面の革命を同時進行させるのは、いずれも現実的には不可能である。よってまず清朝の顛覆から着手したのだと言う。

この章の前段は、あまりにも不潔の挙例が多すぎて少々脱線気味もあつたが、実はこの章の最大の論点は、専制の遺風、帝王思想の根強さの指摘にあつた。中島端は、革命が不徹底の裡に収束した結果、「兵馬の力、黄金の力に由りて得たる」公選の大總統が、「一転瞬の間に、中央集権の制となり、十年總統となり、終身總統となり、一躍して僭偽帝王とならんこと」は、容易に想像がつくと予言する。

中島端は、「専制は、東洋政治家の病根なり。否、古今来政治家の通弊なり」と述べ、二千余年来の中国史上の帝王専制の事実を列挙する。そして大總統に就任した袁世凱が、「意気堂々、已に帝王の態度あり」と指摘する。と同時に、全国各界あげて袁世凱を「救世主と為し、彌勒仏の出世と為し」、個人崇拜と依頼の心理が広く浸透していることを指摘する。

この不吉な予言に、『駁議』は必死に防戦する。その論点は二つある。一つは、袁世凱には帝王の野心がないということである。袁世凱が清朝を見限つたのは、国家と人民に忠であつたためであり、南京で就任しなかつたのは、北方の秩序維持のためであり、黎元洪副總統や各省都督の承認があつたことで、これで袁世凱を疑つてはならないと弁護する。

次に二つめは、専制政府打倒のために革命に決起した人民の意志が、帝王の再現を許すことはありえないとの確信の披瀝である。従つて、たとい袁世凱が帝制復活を望んでも、その志は遂げられず、セント・ヘレナ島に流されたナポレオンの境涯に陥ることになり、

「身敗れ、名裂け、終に天下後世の笑いとなる」と、断言する。

そして以上二つの論点で、民国における帝制復活の非現実性を指摘した『駁議』の作者は、これを中島端の妄想と嘲笑する。『駁議』によれば、中島端が敢えてこうした妄想を振り撒いて人々の不安を煽るのは、実は別の下心のせいだと言う。それは、革命党人を罵しること、実は党人を激し、党人を愧せしめて、実は袁氏を危うくする、日本人の悪企み、卑劣な手段だと言うのである。

そして、「袁氏の帝王たらんと欲すると否とは、吾れ姑くともに弁ずるなきも、土地・人民を帝王の私産と為す、この制なお二十世紀に行なうべきか」と、天皇制をとる日本に一矢を酬いる。ところで、『駁議』は一人の手に成るものではない。明らかに李大釗執筆を想像させるものもあれば、郁癡の文と覚しきものもある。だが全て無署名である以上、ある程度の推測はついても、決め手に欠ける。

そもそも北洋法政学会は、「群居研學を以て幟志と為し」て、一つの党派に加担する組織ではない。ただ辛亥革命以後の国内の混乱が、「政党的流毒」にあると認める点では、ほぼ一致していたと見てよい。従って国内の統一のために、当面は袁世凱に期待し、袁世凱政府を守り立てるといふ道を選択したにすぎない。それが、袁世凱の帝制復活の野心を否定させた最大の理由であり、またそれは、もはや中国に専制政治の再現を許さないと、真剣な決意にも裏打ちされていた。

従って当面は袁世凱を支持していても、単純な袁世凱一辺倒というわけでもなかった。それが、ナポレオンの二の舞いは、「袁公がたとい至って愚かなるも、またこれには出でじ」の語や、「袁氏の帝王たらんと欲すると否とは、吾れ姑くともに弁ずるな」しの語に、端無くも洩れているようである。従って、簡単に擁袁集団とも規定

できない。むしろ袁世凱に対する両義的感情に注目しておくべきだろう。

さて第五章「支那人は共和国民の資格なし」共和の歴史なし、共和の思想なし」、第六章「支那人は共和国民の素養なし」、第七章「支那人は共和の信念なし」と続いて行く。そこに示される、中国の歴史に関する該博な知識、清末以来の中国の政情への通暁、中国人の発想法・認識方法などに対する熟知など、その情報量の多さと確度の高さ、その分析力の犀利さと真相を衝く筆力とは、まさしく圧巻と言うに値する。そしてその論の展開は円滑であり、説得力に富んでおり、今でも十分に傾聴に値する出来栄である。

そこには、中国には共和の歴史はなく、自由平等の思想も主義もなく、共和の主張は孫文から始まったのであり、突如として共和国が誕生したのは、むしろ共和の真の意味を知らない証拠だと述べられている。中国人にとり、共和は形式であり、欧米から借りて外形を整えさえすれば、それで完成したことになる。そして中国人には、共和国民たる前提条件としての教育の普及がなく、商人以外、富裕層においても識字率が低いことを指摘する。科挙の受験用参考書しか読まない読書士人が、新知識・新学問に無縁なのは言うまでもなく、中央政府の役人から地方高官に至るまで、本国の法政制度に精通している者も少ない。

憲政考察のため出洋した五大臣の復命報告書は、多くは東京の書店で需めた書籍を、留学生が訳出したものに他ならない。そしてその留学生はと言うと、来日者の場合、大多数は軽佻浮薄で気概がなく、好色、愛銭、鄙吝、淫佚、佞媚、横着で、「留学生」下宿屋「下女の三者連環は本国の新聞紙も亦伝へて笑柄となす」⁽³³⁾ぎまである。ただ「発財昇官」の的大目的があるだけである。欧米への留学生は品

質・成績は少しは上等というものの、帰国留学生の錚々たる面々、馬建忠・嚴復・伍光建・伍廷芳・唐紹儀・梁敦彥等に見るかぎり、大した成果は挙げていない。

こうして共和の歴史も思想も素養も欠けた中国人が革命に立ち上がったのは、今迄の悪政からの解放の希望から、付和雷同したにすぎない。そこに共和の信念がないのは、山東巡撫孫宝琦の無定見の日和見の対応が好個の例と言える。そして確固たる信念の欠如のゆえに、外国の干渉、中国瓜分の脅しに屈して、「姑息的解決」を急いだのである。

しかもその際、革命軍を支える財力の不足を口実にあげる。だが革命支持を標榜した大富豪の内、誰一人私財を投げ出す人はいない。これも信念が欠けているから金を惜しむのである。そのくせ他人の援助をあてにして、「東隣の〓平日叢爾三島と蔑視し、貧弱を嘲りつつありし〓日本が若干軍資を補給せざりしを恨む」始末である。

以上の具体的事実に立脚した辛辣な批判に対して、『駁議』側の反論の論理を見よう。先ず中国には共和の形式は無かったとはいえず、共和の精神は、堯舜の禪讓以来脈々と流れており、孟子は民権説主張の大家であると言う。これは今日までも延々と繰り返されている常套的発言で、中島端が五六頁から五七頁（『駁議』では三六頁から三七頁）で既に論破していることで、殆ど無意味な発言と言える。また専制国家とはいえず、その統治の及ばぬ範囲は広く、大半は放任主義だと言う。これも常套的な中国社会認識で、だから共和が昔から根づいているとは言えないゆえに、全く意味がない。

また共和の提唱が孫文より始まったとの中島端の発言に対し、章炳麟や汪精衛などの「民報」誌上の議論などの功績も高く評価している。これは革命の事業が多くの人々の協力の下に成就したことを

特に言いたいのと、中島端が章炳麟について非難することが多いのに対する反論であろう。そして中島端が、中国人に共和の思想がないと口を極めて批判するのに対して、全国民が共和を理解しなければ共和制に移行できないのか、それともある程度の大多数が理解しさえすればよいのかと反問する。これは中島端の難癖とも言える完璧主義的な要求水準の厳しさに対する、有効な反撃とも言えよう。また政治の動向を左右する中心勢力を問う思考も示している。

次に共和国民の要件としての教育の普及について、清朝時代はもはや過去のこと、民国に入って既に是正されつつあると言う。実はこの反論のしかたも、『駁議』の多用する手法である。民国は過去を克服した新しい時代ゆえに、今更、過去のことを批判されたくないと言うのである。とはいえ一切が総入れ換えされたわけでもなければ、歴史が断ち切れるわけでもない。だとすると、こうした門前払いの反論は全く意味をなさないことになる。ましてや民国の誕生こそ、教育の効果の証しと言うに至っては、自家撞着に陥っていると言えるだろう。

留日学生については、中島端の指摘の通りと認めても、極く僅かの人の不品行を以て、全体の国民に共和の素養なしと断定するのは、武断の誇りを免れない。とにかく革命が成功して民国が誕生したという、この厳然たる事実の前に、中島端のあら探しは何の役にも立たないと言うのである。

中国人に共和の信念なしとして、中島端が挙げた幾つかの例や財政難などについては、『駁議』は殆ど言及しない。『駁議』は、いかに多くの国民が一致協力して革命を支えたか、清朝ですら叛徒と見なさず政党として扱ったか、各国も民軍を交戦団体と遇したかなどを列挙して、国民に共和の信念があった証拠だとする。そして内戦

による同胞の犠牲を最小限に食い止めて、南北講和により短期間で革命を達成したことが、民国建設の順調な進行を保証していると樂觀的期待を語る。従ってそれにケチをつける中島端の発言は、内戦の惨禍を願う小人の言葉以外の何物でもないことになる。

第八章「支那人の虚勢的元気」は、「虚勢を張りて、実力に乏しく、虚飾を喜びて、實際を務めざるは、漢族先天以来の遺伝性なり。又数千百年来の性癖なり」として、日本人が「その声勢の眩惑する所となる」のを戒めたものである。中島端は彼が実際に見聞した、蘇杭甬鐵路借款取消運動、川漢鐵路借款取消運動、国会即開請願運動、資政院の内閣弾劾事件の実例を挙げる。いずれも一九一〇年から一一年初めにかけての出来事であり、物情騒然たる情勢の中、革命への方向性が煮詰まって行くプロセスでの事件であった。

中島端は、こうした事件に即して、「惟だ一死あるのみ」の悲壮な覚悟の表明や、断指、断食、血書請願などのヒロイックで芝居気たっぷりの言動が、腰砕けになり失態を演じた有様を報告する。大言壮語して満場の喝采を浴びて恰好よく出かけても、国際的な契約などの法的規定に味いたため、清朝政府に言いくるめられる、未熟で不馴れな政治運動の当事者たちを一概には責めることはできない。だが最初の怒髪天を衝く勢いと、さすがと退き下がる、そのあまりの落差の大きさに、中島端は慨嘆してやまないのである。

この指摘には、『駁議』は眉批で「吾人聴者」と猛省を促している。また資政院の内閣弾劾事件には、「頗る肯綮に中るの語あり」と評価もしている。ただこれは清朝時代の過去のことであり、今更回顧談にふける必要はないと、いつものやり方で切り捨て、むしろ民国の議員諸氏の健闘を呼びかけている。

ところでこの章の『駁議』の中心をなすのは、北洋法政専門学堂

に学ぶ学生の大部分が関わった、一九一一年一月の第四次国会速開（即開）請願運動の経緯である。奉天の請願代表が北京への途次天津に立寄るや、青年学生達は隊を組んで歓呼して迎え、「学生同志大会」を開いて全国に一斉罷課を呼びかけた。その中で最も激烈であった河北四校の一つが北洋法政専門学堂であり、三人の学生が「割臂」や断指をして奮起を訴えたと言う。そしてこうした壮烈な行動が、「革命の成功において頗る与うるに鉅大の助力を以て」したと誇らかに語るのである。

勿論、この運動はこの時点では成功せず、中心リーダーの温世霖は新疆に流され、学生達は厳しい監視下に置かれた。だがこの大衆的政治運動への参加の経験が、彼等の政治と歴史を見る眼を鍛え、その責任感の自覚の高まりが、北洋法政学会結成と連なったであろうことは、既に述べたところである。よって『駁議』は、自分達が参加した行動に自信と誇りをもって、中島端の「虚勢的元気」とする嘲笑を「妄言」と斥けるのである。

さて第九章「支那人は各省分の觀念ありて国家的觀念なし」に移ろう。中島端は第六章で、中国の知識人が「旧時科挙の遺物を脱却せず」、「十三経廿四史の大略すら涉獵する者殆ど多く其人を見ず」と嗤うように、当人はとりわけ史実の知識が豊富であった。また下篇第三章で『駁議』が「著者は吾が華の南北民族地理の特色に於て、至って熟悉となす」と賛嘆するように、民族・地理の知識は並大抵の次元ではなかった。また中国人の友人も多く、中国人の人脈、心理の機微にもよく通じていた。

それらを総動員して書かれたのが第九章である。そして中国の南北の対立・相違、同省同郷の觀念の強さ、国家的觀念の未成熟などを、当時の事件なども織り交ぜて活写して行く。ただあまりの素材

の多さのゆえか、若干の脱線もあり、個々人間の利害・感情の齟齬による団結・連帯の困難さや、兵士の常習化した略奪性などにも及び、焦点がぼやけた箇所もまま見受けられる。

要するに、清朝政府という「一大鉄籠」の縛りがなくなつて、中国は現在、「土崩瓦解の勢」の中にあるということである。この離反独立、分裂割拠を收拾して再統一を達成するのは至難の業であり、それを急げば「快々地に分裂し」、ゆっくりやれば「慢々地に分裂」するであろうと言う。まして国の「内より外より之を促す者ある」のだから、止めようがない。これが中国の「現在の情勢」で、「天下自然の理勢、人力の能く為す所にあらざるなり」である。

さて論点が協道に外れることはあるものの、要点は、中国は地域セクト主義が強く、国家観念が薄いため、今や内部から分裂必至の危機的狀況にあるということである。だが『駁議』は、中島端の中国の友人間の不和の暴露は「天良喪尽す」と責め、また党派の違いから議論が分れても、「国利民福」のためなら一致するなど弁解している。また政党の対立については、「政治良善の国には、必ず兩大政党ありて、各々その政見を抒べて以て競争を為す」のであり、双方の争いは当然の事と、二大政党交替の政治理想を披瀝する。³⁰⁾

ところが『駁議』は、中島端が第九章で最も危惧した中国の内部崩壊必然の情勢について、昔の王朝交代の時ならいざ知らず、「割拠の事は、断じて再現する能はず」と、あっさり否定する。歴史の古い跡は、今の世には当てはまらないと一蹴するのである。そして、地方観念と国家観念とは必ずしも両立しないものではなく、革命軍が起きるや全国民が一致協力したことは、国家観念を所有している証拠だと言う。従つて見事なすれ違ひとしか言いようがない。

『駁議』は第七章で、一九一二年八月十五日夜の張振武・方維殺

害事件以後の孫文と黃興の北京入りにより、表世凱への疑念は完全に払拭されて、「南北統一し、同心協力、一大強国を鑄造す」と述べていた。彼等は統一した強力な民国の輝かしい前途を信じて、それに賭けようとする。それゆえ中島端の議論に、嘖るべきかはたまた笑うべきか、謬論と決めつけざるを得なかつたのである。

5. 上篇第十章の議論をめぐる応酬

さて上篇の最後の第十章「支那の運命」は、第九章の国内からの分裂必至の情勢に追い討ちをかけて、中国分割の必然的運命を促進し完成させる、外部からの分割の動きを指摘したものである。従つてこれまで展開してきた中島端の議論のクライマックス、結論と云つて差し支えない。そしてそれゆえに、『駁議』のボルテージも上がる。

第十章は、絡まり合う三つの論点から構成される。よつて一つずつ紹介し、『駁議』を対置させて行きたい。まず一つめは、列強による現在進行中の分割の策動、即ちロシアの後盾による外モンゴルの独立、イギリスのチベットへの侵入、フランスの雲南進出、の指摘である。

『駁議』は、分割進行中を言う中島端の指摘を何が何でも否定したいとの主張と、またそれらが「みな事実」に属すとして、政府・同胞に反省を促し一致協力挽回を呼びかける主張とが並行して、混乱を示している。前者では、長春会議での東蒙古の多数の王公の中国への忠誠の表明、チベットのダライラマの中国の「封錫」の受領などを挙げて、それらの分離独立の動きを否定する。後者では、革命後の一時期のやむを得ない混乱を早く終らせて、国民が一致協力すれば、分割の策動を封じ込めることができるとの、強い自信を披

瀝する。

いずれにせよ中島端の指摘は当たらないと言うのである。中国は不幸にも近代化に遅れ、列強から落伍している。それを知っているなら、中島端は、列強に、「人道の為に計り、世界平和の為に計り、正に宜しく右堤左撃して、我に便利を与え、以って共に強盛の域に進むべし」と告げるべきである。また日本にも、地理的歴史的に關係の深い、同洲同種の中国に対して、「尤も宜しく唇齒の義を顧みて提携補助すべし」と勧めるべきである。そうすることは、「我の益にして、また日の不利に非ず」と、たしなめている。

にもかかわらず中島端は、中国の分割は二、三年後のことではないと、事態の切迫を言い立てる。これは、他人の不幸を願ひ自己の議論の先見性を自慢したいのか、はたまたモンゴルやチベットが分割されてしまえば、日本の勢力範囲が脅やかされるのを危惧して日本政府に警告しているのか、その意図をはかりかねている。

この『駁議』には、若き法政学徒の高い自尊心、強い自負の念とともに「人道」、「世界平和」への純粋な信念がうかがえる。と同時に日本人中島端への他力本願的依頼心、甘い期待、そして、それに応えない中島端への強い警戒心、猜疑心、裏切られたとの憎悪に近い感情の複雑な混在を窺うことができる。

二つめの論点は、列強の領土保全の合意がある以上、中国の分割はありえないとの見解に対し、領土保全とは何か、その本質、有効性についてのべたものである。中島端は、領土保全の約束は、列強が独立国家中国を無視して勝手に結んだもので、中国のたぐいを配慮したものでないことを明らかにする。それは、中国分割の「財産分配の率未だ定まらざれば、何人も先ず手を下すことを得ず」との、「所謂獵犬がお預けの一声に過ぎ」ない。中国に分割を阻止する実

力がないかぎり、それは一片の空文で、何ら効力はない。

これに対する『駁議』の怒りは、ついに沸点に達したようである。『駁議』は進化の歴史の中で、人間は獸性を脱して「人道」が日々明らかになり、秩序が整い、法律や条約を守るようになったと言う。条約があてにならないのは、領土保全のそれに限らないが、だが国際法の權威が日々に増しているのは、「人道」があるからである。中島端は獸性のままに、自己の人格を損ない国体を辱かしめ、世界の進化に背くばかりか、中国分割を言い立てて、日本国民を自分と同列に引きずりこもうとしている。よって彼は、「人道の蝥賊なり、世運の蝥賊なり、又その国家の蝥賊なり、人々得てこれを誅する者なり」と、最大級の非難を浴びせられる。

『駁議』の作者たちによると、中島端は領土保全の合意の無効を指摘し、列強の分割の策動に呼応して日本国民を煽動する、悪辣な侵略主義者と解されている。彼の発言は、中国の置かれた状況を客観的に把握したものとは看做されず、ためにする議論と見られたのである。その思い込みの壁は厚く、双方の議論は噛み合わない。

さて三つめの論点は、分割には眼に見える形の分割、即ち表面的分割に対して、眼に見えない形の分割、即ち裏面的分割の二つのタイプを指摘し、後者の危険性を説明したものである。裏面的分割の方法手段には、実業の合弁、借款築路、炭鉱の採掘などの名目があり、過去にも、今にも試みられ、そして将来にも試みられようとしている。アメリカ政府が満州鉄道中立を提案した、その本心は、アメリカの資本を満州に投下して、利権の基礎を据えようとしたもので、これまた裏面的分割の試み以外の何物でもない。

辛亥革命による財政困難につけこんで、借款攻勢が激しくなっているが、当面を救うために借款漬けになれば、元利とも負債累積し

て過重な負担に喘ぐことになる。これこそ「国家破産の兆し」に他ならない。そして、「鐵路は四通八達せり、しかも支那人の管理する所にあらず。実業は稍々振興せり、しかも其の利を享くる者は支那人にあらず。地下の宝蔵を発掘せられて、金銀鉄煤は到る処に堆積せり、しかも其の利を享くる者は支那人にあらず。凡そ一切の実業実利を挙げて、外国資本家の囊中に入る。而して裏面分割の勢成る」との破局に辿りつく。

そして裏面的分割が、第九章で述べた中国内部からの分割割拠の動きと結びつき、各列強がそれぞれの省の後盾となるに及んで、中国の分割は完成する。その時、滿蒙チベットは表面的分割により、もはや分割済みである。これが、中島端の予想する最悪のシナリオである。中国の運命はここに尽き、もはや挽回のすべはない。

従ってこの恐るべき筋書きの中で、裏面的分割は決定的な威力を発揮する。だが『駁議』は、借款をむしろ高く評価する。それによると、「微息の外債を借り、雄厚の利源を闢くは、公私もごも困しむの餘に於て、実に国を利し民に福するの唯一の政策」である。

確かに清朝時代の借款には問題が多く、主権を売り渡して、結局、国家に禍いをもたらすことが多かった。『駁議』はこれを認め、中島端の指摘の正しさは承認する。だが今は民国が成立し、もはや清朝時代とは異なり、利権を売り渡す契約が簡単に認められることはない。また不当利得やピンハネなどの悪弊も根絶された。従って、借款による実業の振興も、技師として雇傭した外国人による管理も何ら支障はない。それどころか、「実に大利に属する」ことである。

このことは、全世界で普遍的に承認されていることに他ならない。中島端は、民国の新人物が清朝の腐敗しきった官僚とは違い、共和政府が専制国家と違うことを明確に識別できず、でたらめを並べ

て借款を裏面的分割の確証だとか誹謗中傷しているにすぎない。以上は『駁議』の反論である。だが、最後に『駁議』は、政府諸公に向って、中島端の発言を薬石として反省のよすがとするよう注意を促して終っている。よって『駁議』も、見かけほど単純ではない。

中島端は、借款には強国が弱国から借りる場合と、弱国が強国から借りる場合との二つがあると言う。そして後者の場合は、常に乗ぜられ、「其終り必ず亡国破産の禍を免れず」と指摘している。中島端の心配が少しは効いたのかもしれないが、民国成立の自信に溢れている若き法政学徒の列強の裏面的分割への警戒心の薄さ、樂觀的見通しは、やはり瞠目に値する。そしてこれが、善後大借款の成約を待ち望ませ、国会の承認を得ぬままに契約を結ぶという表世凱の独断専行を許す空気の醸成に役立ったと言えるだろう。

さて以上、中島端の著書上篇の各章について、彼の中国分割の不可避的運命についての分析・予言が、いかなる証拠、いかなる論理展開により導き出されたかを見てきた。またそれに対する北洋法政学会の同人達の『駁議』の議論についても、各々の論点をつき合わせて、その特徴を具体的に見てきた。

『駁議』について総じて言えることは、革命を成功させ、内戦の危機を逸速く回避して民国を誕生させたことに対する自信が全面に漲っていることである。清朝専制国家と訣別しての新しい時代への門出である以上、もはや過去に後戻りすることはありえない。そしてそれは、彼らの決意でもあったろう。従って中島端が、過去を以て今を批判するのは、到底容認できることではなかったのである。

だが腐敗した過去と光明に充ちた現在とを明確に断ち切る二分法は、彼等に樂觀的希望を与えるものであったとはいえず、彼等とて手放しに安堵できるほど、民国の歩みは順調ではなかった。従って

『駁議』の描く民国像には、心中によぎる一抹の不安を蔽い隠す無理もあつたのかもしれない。中島端の言う、中国人の「虚勢的元氣」で、日本人の面前に弱みを見せたくなかつたところもあつたらう。

そのゆえも手伝って、中島端の議論は、侵略の意図を内に潜めた、悪意の罵詈雑言と看做され、いきり立つナショナリズムの情熱の一斉砲火を浴びせられるのである。従つてその内容を冷静に吟味して、聴くべきものは受けいれ、納得できないものは批判するという、余裕ある対応が十分には取れなかつたようである。勿論、中島端の歯に衣着せぬ罵倒のきつき、つい筆が走りすぎて無用な反感を買い易い論の運びなどにも、大いに責任はある。

ともあれ、更に下篇について、上篇と同様の作業を継続しなければならぬ。分割必至の運命の下にある中国に対して、日本はいかなる方針で臨むべきか。中島端は眼前に置かれた選択肢を矯めつ眇めつ考えて、彼自身の提言を導き出して、日本国民に訴える。

（未完）

注

- (1) 二人部長制を採るが、第一期もこの二人が編集部長であつたか否かは不明。
- (2) 「北洋政法専門学堂章程」（『北洋公牘類纂（一）卷三 吏治一 総綱教育』）。この学堂は「奏定分科大学章程」（一九〇四）に依拠して創立したと明記してある。
- (3) 注(2)によると、北洋法政専門学堂には本科の他に簡易科が附設されている。これは、本科の卒業生が陸続として送り出されるまでの、臨時

時的・過度期的措置であつた。それは、「直隸の地方紳士」（「紳班」）及び直隸省以外の出身の「有職人員」（「職班」）を対象に、地方自治人員養成の行政門と、裁判に当る人員と弁護士養成を主眼とする司法門とに分けて教育する機関であり、修業年限は一年半で、三セメスター修了者は随時卒業させる仕組みである。入学年齢制限は四十五歳以下である。簡易科の教育は中国人教員が主として担当し、それが不足して「たまたま外国人教員を用いるときは、通訳を用いて伝達せざる能わず」の速成教育であつた。一九〇六年一月、吉野作造は袁世凱の長男袁克定の家庭教師に招かれて渡中した。日記（『吉野作造選集』十三卷 岩波書店 一九九六年）によると、〇七年七月、北洋法政専門学堂への出講を依頼され、九月から簡易科の「紳班」と「職班」に、国法学と政治学を教えることになつた。給料をめぐる七月以来の交渉がやつと決着して、彼が正式に北洋法政専門学堂の教師の職を受諾したのは、十二月十六日のことであつた。一九〇八年の日記は欠けているが、一九〇九年一月初めには帰国の途についている。彼の在任中、本科生はまだ預科で学んでおり、預科の一年次、二年次のカリキュラムには「法学通論」はないので、李大釗らは、吉野作造から直接に教えるを受ける機会はいりなかつた。ただ汪向榮著『日本教習』（三聯書店 一九八八年。竹内実監訳『清国お雇い日本人』朝日新聞社 一九九一年）には、北洋法政専門学堂の日本人雇員者十二名（台湾籍通訳一名、校医一名を含む）の氏名、略歴、担当科目などが記されており、吉野作造は「総教習」とされている。汪向榮の著書には、今井嘉幸から情報や写真の提供があつたとのことである以上、信憑性は高い。だとすると、李大釗が吉野作造を自分の師と称したのも納得が行く。吉野作造の「清国在勤の日本人教師」（国家学会雑誌二三巻五号 一九〇九年五月）によれば、講義の際には講義録配布が通例であり、漢字を板書して説明したりするので、学生の理解力アップのためには、欧米

人よりも日本人教師の方が役に立つと述べている。尚、吉野作造が使用した教科書は、美濃部達吉の『日本国法学』上巻上 総論（有斐閣一九〇七年）であった。彼の出題した試験問題は日記中に記されている。

(4) 李大釗がいずれの門を選び、また何を専攻したかは、目下のところ不明である。ただ「社会経済学」を学ぶため日本に留学を志望したと（郁疑「送李亀年游学日本序」 「言治」月刊第四期）、一九一三年末か一九一四年一月初めに来日して後、物価と貨幣の購買力の関係について疑問と自己の見解を述べた文章を書いていること（「物価与貨幣購買力」〔甲寅〕雑誌一卷三号 一九一四年八月十日）などから見て、政治門経済専攻ではなかったと考えられる。

(5) 後述。とりあえず李大釗「十八年来之回顧」（一九二三年十二月三十日）を挙げておく。

(6) この書の原名『蒙古及蒙古人』に、「蒙古叢書第一種」の七字を冠したのは、以後、次々に蒙古に関する書物を編輯して、北方の守りに資するつもりだと述べられている。この書の翻訳は郁疑が中心となって進め、郁疑が序文を附しているとのことである（申玉山・劉麗君「李大釗与天津」簡評」河北省李大釗研究会主弁「李大釗研究」第六輯一九九七年）。洋装ハードカバーの大冊で、定価は大洋二円三角である。この本は実は、ロシアで蒙古文学博士の学位を取得したボズドネエフが、一九九二年、妻とともにセント・ペテルブルグからシベリアを経由してハクトに入り、外モンゴル地方を遊歴・観察した一年有半にわたる日記である。モンゴル人の生活全般、内部の組織、ロシア人との関係など、詳細を極めた調査記録である。この書は更に第二巻として、一九九三年の内蒙古地方の探查報告が続刊されている。北洋法政学会が刊行したのは第一巻のみであり、東亜同文会編纂局が訳出して那珂通世の校閲を経たものの重訳である（定価二円五十銭）。この本は第一

巻、第二巻とも、ロシア語から直接中国語に翻訳されて、一九八九年、内蒙古人民出版社（俄）阿・馬・波茲德涅耶夫著、劉漢明・張夢玲・盧龍訳）から刊行されている。その出版説明によると、一九一三年の北洋法政学会の訳本が、日本文からの重訳で、「訳文粗疏、錯漏較多」で、更に今では入手が難しいためだと言う。

(7) 李大釗「中華国際法論」訳叙（一九一五年四月）は、今井嘉幸と自分たちとの関係、人と為り、その主張を詳しく述べて、訳出の経緯を記している。今井嘉幸は吉野作造の紹介で一九〇八年二月、北洋法政専門学堂の教師として赴任。今井も渡中の当初は、簡易科司法門の学生を台湾籍通訳を用いて教えている。北洋法政学会結成に際しては、洋二十元を寄附して名誉賛成員に列している（「言治」月刊第二期「北洋法政学会特別捐名単」。辛亥革命に際しては学生達に戦術学を講義したという（今井嘉幸「ドン・キホーテ」文芸春秋 昭和十二年五月号）。袁世凱と衝突し、南方の革命派に走ったが、一九一二年三月末に天津に帰って、再び元の職に戻り、民国の建国について『建国策』（漢文）を書き、大總統・副總統・各国务員・各省都督・建国の主動者たちに献呈し、また『中華民國憲法私案』を執筆した。一九一三年帰国し、東京帝国大学法学部に「支那に於ける外国裁判権と外国行政地域」の学位請求論文を提出して、一九一四年十二月、法学博士を授与された。『支那国際法論』は学位論文を一九一五年三月、丸善より出版したものである。李大釗と張潤之はこれを『中華国際法論』として訳出の上、今井嘉幸が「言治」月刊第二期に寄稿した、「論撤去領事裁判権」（黄旭訳）を付載して、一九一五年四月、健行社より刊行した。今井嘉幸自叙伝『五十年の夢』、並びに松岡文平氏の解説（神戸学術出版一九七七年）参照。

(8) 今回の広告の文章と「言治」月刊第一期所載の二冊の広告文とは、基調に於て変化はないものの、その後の情勢の展開に伴う事態の推移

を加味して、文面は一新されている。

- (9) 因みに「言治」季刊第三期は、日本では見られないが、目録によるかぎり、文苑欄、附録欄を除くと、李大釗の文章が多いことが目立っている。あるいは彼が責任者として、「言治」月刊以来の「言治」の名を冠する雑誌の掉尾を飾ろうとしたのではないかと推察される。さまざまなペンネームを使い分けて執筆しているが、たとえば去闇「最近歐洲社会党之運動」などは、標題から見ると李大釗の論文ではないかと思われてならない。「闇きを去る」であれば「明」となり、李大釗のペンネームの一つと合致もするからである。更に「補白」、即ち埋草が十個ある。その一つの「俄国革命与文学家」について、今回、『李大釗文集』全五冊（人民出版社 一九九九年）の編者劉桂生教授が清華大学図書館所蔵の原物と照合して、それが李大釗の作品であることを確認された。筆者は更に残る九個についても、その標題から、内容もほぼ見当がつき、すべて李大釗の作品ではないかと疑っている。そもそも「補白」とは、空白のスペースを埋めるもので、大抵、雑誌の編集責任者が見本刷が出来上って、苦心するところである。なんとか原物を手に取って確認したいものと思う。
- (10) 「言治」季刊第一期の発行日は一九一七年四月一日だが、「徳華日報」四月二十五日の論文の翻訳が載せられているところから見て、やはり若干遅れて発行されたとしてよからう。ともあれ「言治」月刊停刊から三年半ほど経って、「言治」の名前が復活したことになる。だがこれも、三期で姿を消す。
- (11) 夏勤は一八九二年生まれ、江蘇省出身、字は敬民、子競など。北洋法政専門学堂卒業後、その年の秋、李大釗らに先んじて日本に留学した。英語にも堪能で、「言治」月刊第六期に、『古代法』の著者メイン(Maine)の『自然律与衡平律』を、李大釗の識語を附して訳載している。中央大学卒業後、東京帝大で刑法を学んだという。一九一五

(一七?) 年帰国、検察官、最高法院長などを歴任。

- (12) 李大釗は『自然律与衡平律』識」の中で、「吾国治法学者、類皆伝訳東籍。抑知東人之説、亦由西方稗販而来者。展転之間、訛謬数見。求能読哲文而通者、鳳毛麟角矣。繼茲而猶不克自辟学域、尚斷断以和化為榮。或雖守西籍而不克致用」と述べる。
- (13) 筆者披見のものは、一九六二年二月の上海図書館の重印本である。この入手に当っては、中国李大釗研究会の王世儒先生のご好意にあずかった。尚、他に上海の群益書店から一九一三年、田雄飛訳の『支那瓜分之命運 附駁論』が出ている。著者は『現代中華民国満洲国人名鑑』などによると、陝西省政府委員兼建設庁長、国民政府禁烟委員会委任を後に歴任した人物とのことだが、詳細はわからない。
- (14) アジア主義と大アジア主義とを、ある種の連続性を認めつつも區別する立場を採るものと、両者を同義語として見る立場と、論者によって捉え方はさまざまである。趙軍『大アジア主義と中国』（亜紀書房 一九九七年）の藤井昇三氏の序文と趙軍氏の本文とを参照。
- (15) 「言治」月刊第一期の広告文による。なお一九一三年八月十五日発行の雑誌「日本及日本人」六一二号には、『支那分割の運命』の再版の広告文のほか、「支那の某々有力者は、発売禁止を我が当局に要請せり」とか、天津の民意報が予約出版を募ったところ、五万部の申し込みがあり、「本書の如何に支那朝野を震撼せるか。問はずして知るべし」とか記されている。
- (16) 『上原勇作関係文書』（升味準之輔主編 東京大学出版会 一九七六年）
- (17) 小島淑男『留日学生の辛亥革命』（青木書店 一九八九年）、楊天石『一九一一年的拒英、拒法、拒俄運動』（『従帝制走向共和——辛亥前後史事発微』所載 社会科学文献出版社 二〇〇二年）、ウォレスのモリンソン宛書簡（東京発 一九一一年五月十日）、並びにその附件「關於

中国留日学生組織国民會宗旨与計画之説明」(路惠敏編『清末民初政情内幕』上 知識出版社 一九八六年) 参照。尚、一九一三年四月創刊の国民党留日支部の「国民雜誌」の「発刊の詞」の中で、李作棟は、宋教仁暗殺の報道に接して、またもや中島端「支那分割の運命」で「笑罵」されたような、一時的憤激にかられた行動に出ることのないよう、「国民雜誌」が先ず「健全の言論をもちて、以て人民に適應するところを示す」必要があると述べている。因みに李作棟は孫文来日の際して、黎元洪を代表する立場で、歓迎に参加している。

(18) 孫文の来日中の日程、日本の政・財界との交渉等については、陳錫祺主編『孫中山年譜長編』(上下二冊 中華書局 一九九一年)が今迄の成果を詳しくまとめている。孫文の一九一二年十一月来日の予定について、日本側から故障を申し立てたことは、既に藤井昇三『孫文の研究』(勁草書房 一九六六年)が、「大阪毎日」の報道などにより明らかにしている。東京朝日新聞十一月三十日、「万朝報」十一月二十九日の報道によると、孫文来日の準備の目的で、胡瑛が先に派遣されてきている。

(19) 『日本外交文書』第四十四巻・第四十五巻別冊「清国事変(辛亥革命)」七八九(明治四五年三月九日付)「宋教仁中国代表者トシテ東京赴任ニ関スル件」。この宋教仁来日計画の背後には、革命政府と袁世凱との妥協を憂慮した内田良平が、桂太郎と話をつけ、日本の当局者と会見させるため、宋教仁を呼び寄せようとの動きがあったという(『東亜先覚志士記伝』(中)二五「武昌革命と黒龍会一派の援助」)。

(20) 朱成甲『李大釗早期思想与近代中国』(河北人民出版社 一九八九年、九一年)五七頁参照。「独立週報」第三期(一九一二年十月六日)以降、「代派処」に李大釗の名が挙げられているという。

(21) 「支那の将来(六)」(『日本及日本人』六三七号 一九一四年九月一日)。なおもともとの表題は「支那の将来と日本」であったという。

(22) 吉村彌生「中島家の人々」(『中島敦全集』別巻 筑摩書房 二〇〇二年)

(23) 「余輩の支那観」(『日本及日本人』六九五号 一九一六年十二月十五日)

(24) 「対清政策に関する件」(明治四十四年十月二十四日閣議決定)、「支那に関する外交政策の綱領」(大正元年稿)。以上、『日本外交年表並主要文書』所収。犬養毅「支那問題と日本の国是」(一九一三年一月)なども参照。

(25) 「支那の将来(四)」(『日本及び日本人』六三五号 一九一四年八月一日)に、「区々杞人の憂は、専ら君国の前途に在りて、支那の運命は、其客たり、其主たらざりしなり」とある。

(26) 中島端はこの指摘を受け入れたと見え、以後に発表の文章では二三省と記している。

(27) 北洋法政専門学堂は、「奏定分科大学章程」に依拠して建立された以上、第一回の卒業生を出す段階で、「分科大学奨励に酌照して出身を給予する」ことを奏請の予定であった。

(28) 注(25)によれば、中島端は一九一〇〜一一年頃、平生愛読しているミネ(Mignet)の大革命史の漢訳を試み、完成したが出版できなかったと言う。これが日本語訳(明治十年の河津祐之訳『佛国革命史』)からの重訳なのか否かは、突き止められないが、上海のフランス語新聞の記者とも交友関係があると当人が言っているところからすると、フランス語も出来た可能性がある。「筆談一則」(汪康年との筆談の記録。『斗南存稿』所収)によると、中国語は訪華以前に二、三年間、学習しまたドイツ語も訪華以前に十年來学び、「淺易」な文章であれば翻訳にさして困難を感じないと述べている。

(29) 一九〇三年の段階で、イギリス、(アメリカ租界は、一九〇二年にイギリス租界に合併される)、フランス、ドイツ、日本、ロシア、ベルギ

- 1、イタリ、オーストリアの八つである。
- (30) 楊昌済は「達化齋日記」一九一四年六月三日の中で、「日本人の著わす所の中国瓜分の命運を閲するに、中国人の不潔を痛言す。その言う所の蘇州上海各処の習慣、実に人をして愧じ汗せしむるものもあり。土人の書齋中に馬桶おまるを置き客に對むかいて出恭するの如き、また余の聞かざるところなり。長沙郷間の習慣、寢室中に於て尿桶を置き、その臭きこと聞くべからず。余の家もまた素来かくの如し。余は海外より帰来して乃ち此の悪習を改め去れり。竊かに恐る、曾って日本に往く者甚だ多きに、未だ能く人々は我の如くに改革を断行せずと。余聞くに、篤生は北京人は向來街上に在りて出恭すと言ひ、……」と記している。尚、書名から見て、楊昌済が入手したものは、注(13)の田雄飛訳のものと思われる。
- (31) 郁疑「言治宣言書」(「言治」月刊第一期)
- (32) 拙稿「初期李大釗の思想——中国における民主主義思想の発展」(「日本中国学会報」第二十六集 一九七四年)では、こうした特徴を制度信仰的民主主義と規定した。要するに共和を政体論的次元で把握し、その形式さえ移植すれば、共和は実現すると見るのである。
- (33) 「蘇報」二五〇四号(一九〇三年六月二八日)掲載の「支那留學生之氣概」(訳朝日新聞報)、魯迅の蔣抑危宛の書簡(一九〇四年旧曆八月二九日付)、「民呼日報」一九〇九年八月二日付の「凶画」など参照。
- (34) 日本が清朝による立憲君主制に固執したこと(例えば『日本外交文書』第四十四卷・第四十五卷別冊「清国事変」五九九 一九一一年十二月二十三日、「伊集院彦吉日記」一九一一年十二月二十一日、二十二日 『伊集院彦吉関係文書』第一卷(辛亥革命期)所収 尚友俱樂部・広瀬順皓・桜井良樹編 芙蓉書房 一九九六年)が、袁世凱に利用され、モリソンが革命派のリーダー達に南北妥協を説得するため、漢口、上海で大活躍している(モリソンのブラハム宛書簡 一九一一年十二月十二日、同二十九日 路惠敏編前掲書)。また『東亜先覚志士記伝(中)』二五「武昌革命と黒龍会一派の援助」参照。頭山満は「支那の今度の革命は膏藥療治ぢや。本当の切開手術をしないから、今に見ろ、また諸処に吹出物がするよ」と評したとのことである。
- (35) 注(5)の李大釗の講演参照。尚、その記録が掲載された『直隸法政專門学校十八周年紀念特刊』には、当時監督であった李矩の挨拶も収録されており、このストライキの様相が詳しく述べられている。(『李大釗史事綜録』北京大学出版社 一九八九年)。
- (36) 李大釗をはじめ北洋法政学会の同人達が、「民立報」や「獨立週報」を愛読していたことは既に述べた。それらには、イギリス仕込みの二大政党制を中国に紹介し定着させようとする章士釗が、健筆を揮っていた。拙稿「民立報期の章士釗」参照(信州大学人文学部特定研究報告書「文化受容とその展開」、信州大学人文学部論集二十号、二十三号、一九八五、八六、八九年)。
- (37) 李大釗「大哀篇」(「言治」月刊第一期)。尚、注(32)の拙稿参照。